

## 土地改良区・水利組合向け 下野市エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金

申請期限 2月20日(火)(必着)

原油価格や物価高騰などを踏まえ、市内の土地改良区・水利組合が管理する農業水利施設(堰・揚水機場など)の稼働に必要な経費(電気料金)の高騰分を支援します。

### ■交付対象者

- ・農業水利施設(堰、揚水機場など)を管理する市内に事務所のある土地改良区
- ・下野市に住所を有する構成員のいる水利組合(個人使用者を除く)

■対象施設 土地改良区・水利組合が管理する下野市内にある堰及び揚水機場など

### ■交付要件

#### 土地改良区

- ・栃木県から土地改良区等エネルギー価格高騰対策支援事業費の交付決定を受けていること

#### 水利組合

- ・代表者のほか、会計責任者、施設管理者など、複数の構成員で役割が分担され、そのことが確認できる書面を保管している組織であること

■補助額 電気料高騰分の4分の1以内を、予算の範囲内で補助します。

土地改良区	水利組合
補助額 = (① - ②) × 1/4以内 ① 令和3年電気料金(4~9月実績) × 高騰率20% (※) ② 農業水利施設省エネルギー化推進事業相当額 (同事業を実施しない場合でも、相当額70%を控除)	補助額 = ① × 1/4以内 ① 令和3年電気料金(4~9月実績) × 高騰率20% (他の補助制度により補助を受けている場合、 ①から相当額を控除)

※高騰率：消費者物価指数や電気料金高騰分を勘案し、20%とします。

### ■提出書類

#### 共通

- ・下野市土地改良区・水利組合エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金 交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・補助対象施設一覧(様式第3号)
- ・補助対象経費計算表(様式第4号)
- ・請求書
- ・電気料金の支払状況がわかる書類
- ・通帳の写し(金融機関名・口座番号・口座名義カナがわかるもの)

#### 対象者別

土地改良区	水利組合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の交付する土地改良区等エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の規約</li> <li>・役員名簿</li> <li>・対象施設箇所を明示した位置図</li> <li>・補助金交付決定通知書の写しなど(該当組合)</li> </ul>

■申請書類の入手方法 市ホームページまたは農政課、各土地改良区窓口で配布

■申請方法 農政課に提出、または郵送

■申し込み・問い合わせ先 農政課 ☎(32)8906 〒329-0492 笹原26



栃木県弁護士会所属 弁護士 影山 新(かげやま あらた)

## 影山法律事務所

・下野市祇園にある法律事務所です。  
 ・離婚、相続、交通事故、債務整理、刑事事件等、  
 何でもお気軽にご相談ください。  
 ・初回相談料は無料です。

携帯: 080-3449-5119  
 電話: 0285-38-9769

ホームページはこちら

~お一人暮らしでお食事やお風呂が不安な方~

こちらは食事付きのアパートのような施設です

- ◆収入が少ない方でしたら、総額8万円程度からご利用いただけます。
- ◆同居は出来ないが、1人暮らしの親を近くに呼んで面倒を見てあげたい等ご相談ください。

茨城県結城市新福寺 2-7-2 至小山  
 社会福祉法人 筑波会 国道50号線 結城駅 至下館

フローレンス結城  
 Tel 0296-32-2234  
 下野市役所から車で30分

50号バイパス 公園・アクロス/結城市役所  
 ツタヤ どれせん